

**令和6年度 集団指導  
全施設・サービス事業所**

**補助金を受けて整備された施設及び  
設備の財産処分について**

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

# 1 財産処分とは

補助金の交付を受けて整備された施設や設備を，補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することは財産処分に当たります。

財産処分を行う場合には，「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）等に基づいて，事前の承認が必要となりますが，場合によっては、補助金の返還等の条件を付されることがあります（介護関係の事業所へ転用する場合等は、補助金の返還が課されない場合もあります。）。

## 2 財産処分の種類

- 転用 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
- 譲渡 : 補助対象財産の所有者の変更。
- 交換 : 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
- 貸付 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- 取壊し : 補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。
- 廃棄 : 補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。
- 抵当権の設定 : 補助対象財産を担保に供すること

### 処分制限期間

([https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=27ab0076&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=27ab0076&dataType=0&pageNo=1)) 内に財産処分を行う場合、国、県又は市の承認が必要となります。処分を行う場合、必ず処分前に承認を受ける必要があります。

